

## 赤十字幼児安全法支援員養成講習開催要項

- 1.主 催 日本赤十字社小樽市地区
- 2.開催趣旨 赤十字の基本理念を理解し、幼児期に起こりやすい事故や病気について知識を深め、万が一の場合に必要な知識や技術を身につけ、こどもの安全と事故防止の思想を普及することを目指します。
- 3.講習名 赤十字幼児安全法支援員養成講習
- 4.開催期日 令和8年6月21日(日)及び6月28日(日) 両日とも9:20～17:00
- 5.検定実施日 令和8年6月28日(日) 講習終了後
- 6.講習会場 小樽市いなきたコミュニティセンター5階1号集会室 (小樽市稲穂5丁目10番1号)
- 7.受講対象 満15歳以上の方
- 8.募集人員 先着20名 (受講申し込みが少ない場合は講習を中止することがあります。)
- 9.講習科目及び時間 (1)赤十字幼児安全法について (2)こどもについて (3)こどもに起こりやすい事故の予防と手当について (4)こどもの病気と看病 (5)子育てにおける社会資源の活用について  
講習 10時間(休憩及び検定時間は含まない。)
- 10.講習方法 「赤十字幼児安全法講習教本」及び「乳幼児の一次救命処置教本」により学科、実技を指導します。
- 11.指導者 日本赤十字社幼児安全法指導員
- 12.受講方法 (1)受講を希望する方は、5月28日(木)までに日本赤十字社小樽市地区(〒047-0008 小樽市築港11番1号ウイングベイ小樽1番街4階小樽市総合福祉センター内 TEL0134-22-1704 FAX0134-32-5641)あて下記様式、QRコード、又はURL(<https://ourl.jp/youji06>)から申込みをしてください。  
(2)講習料は無料ですが、受講に要する経費2,200円(教本、教材費等)は、初日に受付で納入してください。  
(3)受講者は、実技のしやすい服装(トレーニングウェア等)で参加してください。  
(4)受講者の携行品は、大判ハンカチ、ストッキング、腕を吊れる大きさのストールか風呂敷、筆記具です。  
(5)受講心得など詳細は、初日のオリエンテーションで連絡します。  
(6)発熱などの症状のある方は受講できません。
- 13.交付証 (1)全日程を修了した方に、受講証を交付します。  
(2)検定を行い、成績優秀な方に「赤十字幼児安全法支援員認定証」を交付します。



きりとせん

赤十字幼児安全法 支援員養成講習 参加申込書					
フリガナ		生年	昭和・平成		
氏名		月日	年 月 日生	歳	男・女
自宅住所	〒		電話		
勤務先			職名		
勤務先住所	〒		同左電話		
受講の理由					

※ 本申込書により得た個人情報は、幼児安全法支援員養成講習に限り利用するものであり、目的外の利用や外部へは提供致しません。